

市街地再開発事業予定地内の土地の有償譲渡の届出について

厚木駅南地区第一種市街地再開発事業が平成30年3月29日付けで都市計画決定されました。これに伴い、海老名市では都市計画法第57条第1項の規定により、厚木駅南地区第一種市街地再開発事業予定地内の土地の譲渡について、以下の内容にかかわる公告を行いました。

その為、事業予定地内で土地を有償で譲り渡そうとする人は、海老名市長への届出が必要となります。

1 市街地再開発事業の種類及び名称

種類：海老名都市計画第一種市街地再開発事業

名称：厚木駅南地区第一種市街地再開発事業

2 届け出をすべき土地の所在

厚木駅南地区第一種市街地再開発事業区域内の土地

3 届け出の相手方の氏名及び住所

氏名：海老名市長 内 野 優

住所：海老名市勝瀬 175 番地の 1

4 届出が必要となる土地の譲渡とは（都市計画法第57条第2項）

事業予定地内の土地を有償で譲渡する場合

ただし、土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者は除きます。

5 届出が必要な事項（都市計画法第57条第2項）

譲渡する者、譲渡する相手方、譲渡する土地、予定対価の額等に関する事項が必要となります。届出に必要な書類は、以下のとおりです。

届出に要する書類

	書類名	内容	部数
1	土地有償譲渡届出書	届出は、「土地有償譲渡届出書」で行ってください。（用紙は本市ホームページからダウンロードすることができます。）	1
2	位置図	縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図又はこれに代わるもの	1
3	周辺図	縮尺 2,500 分の 1 以上の周囲の状況がわかるもの	1
4	公図の写し	届出の土地を朱書きする。	1
5	全部事項証明書等	写し可。 当該土地の登記情報がわかる最新のもの	1
6	その他	手続きを代理人に委任するときの委任状等	1

6 土地の譲渡が制限される期間（都市計画法第 57 条第 4 項）

届出をした人は、届出後 30 日の期間（その期間内に海老名市長から通知があったときは、その期間まで）は土地の譲渡ができません。

7 罰則

届出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲り渡した者、虚偽の届出をした者、または法第 57 条 3 項の期間内に土地建物等を譲り渡した者は、法第 95 条に基づく処分を受ける場合があります。

問い合わせ先：海老名市まちづくり部都市計画課

〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-9391（直通） FAX 046-233-9118（代表）